

起業家支援プロジェクト実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、広島中央地域連携中枢都市圏域を形成する市町内において新たに起業（新たな事業展開を含む。以下同じ。）をしようとする事業者から事業案の公募を行い、当該公募により選定された事業者（以下「選定事業者」という。）に対し、クラウドファンディング型ふるさと納税（以下「ふるさと納税」という。）を活用してその資金を集め、奨励金として交付する「起業家支援プロジェクト」（以下「プロジェクト」という。）を実施することにより、地域産業の活性化及び雇用創出を図ることを目的とする。

（交付対象者）

第2条 奨励金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、広島中央地域連携中枢都市圏域を形成する市町内において新たに起業をしようとする事業者で、次に掲げる条件の全てを満たすものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反しない事業を行う者であること。
- (2) 交付対象者が個人である場合はその者、交付対象者が法人である場合はその役員が呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）第2条第1号から第3号までに掲げる者でないこと。
- (3) 市町村民税又は法人税の滞納がないこと。

（提出及び選定）

第3条 プロジェクトへの申込みをしようとする交付対象者は、起業家支援プロジェクト申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、別に定める公募期間内に呉市長に提出するものとする。

- 2 選定事業者の選定については、創業支援機関又は金融機関の代表その他の呉市長が認める者で構成する起業家支援プロジェクト選定委員会が行う書類審査及びプレゼン審査の結果に準ずるものとする。
- 3 前項の規定による審査の基準は、呉市長が別に定める。

（決定の通知）

第4条 呉市長は、前条第2項の規定による書類審査の結果を受けて書類審査通過者を決定又は不決定としたときは、起業家支援プロジェクト書類審査通過決定通知書（様式第2号）又は起業家支援プロジェクト書類審査通過不決定通知書（様式第3号）により、プロジェクトへの申込みをした者に通知するものとする。

- 2 呉市長は、前条第2項の規定によるプレゼン審査の結果を受けて選定事業者を決定又は不決定としたときは、起業家支援プロジェクト選定事業者決定通知書（様式第4号）又は起業家支援プロジェクト選定事業者不決定通知書（様式第5号）により、プレゼン審査の対象者に通知するものとする。

（奨励金の交付）

第5条 選定事業者は、呉市長に対し、起業に必要な資金としてふるさと納税で集

める寄附金の額の目標を提示するものとする。

- 2 呉市長は、前項に規定する額を目標として、ふるさと納税により寄附金を募り、当該選定事業者に対し、当該集まった寄附金と同額の資金を奨励金として交付するものとする。
- 3 呉市長は、選定事業者に対し、起業家支援プロジェクト奨励金交付決定通知書（様式第6号）により、奨励金の額を通知するものとする。
- 4 選定事業者は、呉市長に対し、起業家支援プロジェクト奨励金請求書（様式第7号）に事業内容を明らかにする資料を添えて提出し、奨励金を請求するものとする。
- 5 前項に規定する請求書の提出期限は、プロジェクトを実施した当該年度の3月末日までとする。ただし、呉市長が特に認める場合は、これを延長して別に期限を定めることができる。
- 6 呉市長は、第4項に規定する様式第7号が提出された場合はこれを審査し、当該請求に係る事業が適当であると認めたときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

（事業の報告）

第6条 選定事業者は、その事業内容及び事業活動の状況について呉市長から報告を求められた場合は、起業家支援プロジェクト報告書（様式第8号）に必要な書類を添えて提出するものとする。

（責務）

第7条 選定事業者は、ふるさと納税の寄附者に対して、当該事業に継続して関心を得るための取組（自社製品の試供品送付、事業所見学その他の取組をいう。）を行わなければならない。

（決定の取消し）

第8条 呉市長は、選定事業者が次の各号のいずれかに該当するとき又は市長が必要と認めたときは、第4条の決定を取り消し、又はその他の必要な措置を講じるものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により選定事業者の決定を受けたとき。
- (2) 事業活動に関し法令に違反したとき。
- (3) 第2条に規定する条件を満たさなくなったとき。
- (4) 社会的信用を失墜させる行為を行ったとき。

2 前項の規定による決定の取消しは、起業家支援プロジェクト選定事業者決定取消通知書（様式第9号）により、当該選定事業者に通知するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトの実施に関し必要な事項は、呉市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年6月15日から実施する。

改正 令和元年5月8日

改正 令和 6 年 5 月 1 日

改正 令和 8 年 7 月 1 日

令和 年 月 日

呉市長 様

住 所（所在地）

氏 名（名 称）

（代表者）

連絡先 電 話

E-mail

起業家支援プロジェクト申請書

起業家支援プロジェクト実施要綱第2条各号に掲げる条件を満たしており，起業家支援プロジェクトに応募したいので，同要綱の規定を遵守することを約し，同要綱第3条第1項の規定により次の書類を添えて申請します。

- 1 事業計画書
- 2 暴力団排除に関する誓約書
- 3 市町村民税（個人の場合）又は法人税（法人の場合）の滞納がないことを証明する書類（納税証明）

様式第 2 号（第 4 条関係）

呉 第 号
令和 年 月 日

様

呉市長

起業家支援プロジェクト書類審査通過決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった起業家支援プロジェクトの事業については、選定することと決定しましたので、起業家支援プロジェクト実施要綱第 4 条第 1 項の規定により通知します。

様式第3号（第4条関係）

呉 第 号
令和 年 月 日

様

呉市長

起業家支援プロジェクト書類審査通過不決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった起業家支援プロジェクトの事業については、不決定となりましたので、起業家支援プロジェクト実施要綱第4条第1項の規定により通知します。

様式第 4 号（第 4 条関係）

呉 第 号
令和 年 月 日

様

呉市長

起業家支援プロジェクト選定事業者決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった起業家支援プロジェクトの事業については、選定することと決定しましたので、起業家支援プロジェクト実施要綱第 4 条第 2 項の規定により通知します。

呉 第 号
令和 年 月 日

様

呉市長

起業家支援プロジェクト選定事業者不決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった起業家支援プロジェクトの事業については、不決定となりましたので、起業家支援プロジェクト実施要綱第 4 条第 2 項の規定により通知します。

呉 第 号
令和 年 月 日

様

呉市長

起業家支援プロジェクト奨励金交付決定通知書

令和 年 月 日付け呉 第 号で選定事業者の決定をした起業家支援プロジェクトの事業については、次のとおり奨励金を交付することと決定しましたので、起業家支援プロジェクト実施要綱第 5 条第 3 項の規定により通知します。

1 交付決定額 金 円

2 交付の条件

- (1) 起業家支援プロジェクト奨励金請求書（様式第 7 号）に、事業内容を明らかにする書類を添えて、事業の選定を受けた当該年度の 3 月末日までに呉市長に提出してください。
- (2) 市長が事業内容及び事業活動の状況について報告を求めたときは、起業家支援プロジェクト報告書に必要な書類を添えて提出してください。

令和 年 月 日

呉市長 様

住 所（所在地）
氏 名（名 称）
（代表者）

㊞

起業家支援プロジェクト奨励金請求書

令和 年 月 日付け呉 第 号で交付決定の通知を受けた起業家
支援プロジェクトの事業について，起業家支援プロジェクト実施要綱第 5 条第 4 項
の規定により，次のとおり請求します。

金 円

呉市長 様

住 所（所在地）
氏 名（名 称）
（代表者）

起業家支援プロジェクト報告書

事業内容及び事業活動の状況について、起業家支援プロジェクト実施要綱第6条の規定により、次のとおり報告します。

1 事業内容

2 事業活動の状況

※添付書類

- ・ 事業内容が分かるもの
- ・ 収支状況が分かるもの
- ・ 開業届の写し
- ・ その他運営に関する資料

呉 第 号
令和 年 月 日

様

呉市長

起業家支援プロジェクト選定事業者決定取消通知書

令和 年 月 日付け呉 第 号で通知した起業家支援プロジェクト選定事業者の決定について，起業家支援プロジェクト実施要綱第 8 条第 1 項の規定により取り消したので，同条第 2 項の規定により通知します。

取消理由